

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	北海道医療給付関連事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美幌町は、北海道医療給付事務に関する特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

北海道医療給付関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、業務処理委託契約に個人情報の保護及び取扱いに関する事項を規定している。

## 評価実施機関名

美幌町長

## 公表日

令和5年7月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	北海道医療給付関連事務
②事務の概要	・北海道医療給付制度に基づく「美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」及び「美幌町乳幼児等医療費助成に関する条例」による、対象者への医療給付事務 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する 北海道医療給付事務(重度心身障害者、ひとり親、子ども)
③システムの名称	福祉医療システム、債権管理システム、住民記録システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号法施行条例第3条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8項及び番号法施行条例第3条 別表第1, 2, 3項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美幌町(総務部総務課) 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美幌町(総務部総務課) 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月1日	5-②	福祉主幹 谷川明弘	福祉主幹 遠藤明	事後	
平成28年8月1日	3	利用までに制定する条例に規定する。	番号法第9条第2項、番号法施行条例第3条第1項	事後	
平成28年9月30日	4-①	未定	実施する	事後	
平成28年9月30日	4-②		番号法第19条第8項及び番号法施行条例第3条 別表第1項	事後	
平成30年10月10日	4-②	番号法第19条第8項及び番号法施行条例第3条 別表第1項	番号法第19条第8項及び番号法施行条例第3条 別表第1, 2, 3項	事後	
平成31年3月28日	5-②	福祉主幹 遠藤明	福祉主幹	事後	
平成31年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成31年2月28日 時点	事後	
平成31年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成31年2月28日 時点	事後	
平成31年3月28日	Ⅳリスク対策	-	-	事後	
令和3年7月9日	5-①	美幌町 保健福祉グループ	福祉部社会福祉課	事後	機構改革
令和3年7月9日	5-②	福祉主幹	社会福祉課長	事後	機構改革
令和3年7月9日	7	美幌町(総務部総務グループ)網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111	美幌町(総務部総務課)網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111	事後	機構改革
令和3年7月9日	8	美幌町(総務部総務グループ)網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111	美幌町(総務部総務課)網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111	事後	機構改革
令和3年7月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月28日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年7月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月28日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和4年7月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	令和4年7月21日 時点	事後	
令和4年7月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	令和4年7月21日 時点	事後	
令和5年7月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月21日 時点	令和5年6月30日 時点	事後	
令和5年7月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月21日 時点	令和5年6月30日 時点	事後	